

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改定案 (公共工事関係)

2 1. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 1 に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 【配慮事項】 ○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	

			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	LED 道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	

		タイル	セラミックタイル
		建具	断熱サッシ・ドア
		製材等	製材
			集成材
			合板
			単板積層材
			直交集成板
		フローリング	フローリング
		再生木質ボード	パーティクルボード
			繊維板
			木質系セメント板
		木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品
		ビニル系床材	ビニル系床材
		断熱材	断熱材
		照明機器	照明制御システム
		変圧器	変圧器
		空調用機器	吸収冷温水機
			氷蓄熱式空調機器
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
			送風機
			ポンプ
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
		衛生器具	自動水栓
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器
			洋風便器
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠

			合板型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、<u>次の要件を満たすこと。</u> ①有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②伐採に当たって、<u>原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</u>

備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

・確認体制：事業者は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下「クリーンウッド法」という。）に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。

・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うこと。

なお、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を、国等が調達する場合は、登録内容（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第六条に係る事項）ごとの登録の実態を踏まえつつ、登録木材関連事業者の果たす役割を鑑み、調達において配慮することとする。

製材等	製材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること。<u>ただし、間伐材又は小径木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</u> ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、<u>それ合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材</u>以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、間伐材合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材<u>及び小径木</u>以外の木材にあっては、原料の原木（<u>間伐材及び小径木を含む。</u>）は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均

		値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②再生木材等（間伐材等）の利用割合が可能な限り高いものであること。
--	--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 本質又は紙製材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

・確認体制：事業者は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下「クリーンウッド法」という。）に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。

・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとすること。

なお、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を、国等が調達する場合は、登録内容（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第六条に係る事項）ごとの登録の実態を踏まえつつ、登録木材関連事業者の果たす役割を鑑み、調達において配慮することとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、予め当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、<u>合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材</u>以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②<u>上記①以外</u>の場合は、原料の原木（<u>間伐材及び小径木を含む。</u>）は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
--------	--------	---

		【配慮事項】 ○①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②再生木材等（間伐材等）の利用割合が可能な限り高いものであること。
--	--	---

備考） 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 ~~本質又は紙~~フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

・確認体制：事業者は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下「クリーンウッド法」という。）に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。

・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

なお、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を、国等が調達する場合は、登録内容（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第六条に係る事項）ごとの登録の実態を踏まえつつ、登録木材関連事業者の果たす役割を鑑み、調達において配慮することとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、予め当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料、<u>間伐材、小径木</u>又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。）。<u>ただし、間伐材又は小径木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</u> ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木<u>及び小径木（間伐材を含む。）</u>等の再生資源以外の木質材料にあ
	繊維板	
	木質系セメント板	

		っては、原料の原木（間伐材及び小径木を含む。）は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②再生木材等（間伐材等）の利用割合が可能な限り高いものであること。
--	--	---

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

- 2 本質又は紙パーティクルボード等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

・確認体制：事業者は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下「クリーンウッド法」という。）に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。

・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

なお、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を、国等が調達する場合は、登録内容（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第六条に係る事項）ごとの登録の実態を踏まえつつ、登録木材関連事業者の果たす役割を鑑み、調達において配慮することとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

- 3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	【判断の基準】 ①再生材料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ③原料として使用される木質材料は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木等の再生資源及び、間伐材、小径木の割合が100%であること。ただし、間伐材又は小径木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたもので
----------------	------------------	--

		あること。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。 【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ③間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
--	--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。

2 判断の基準②については、JIS A5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。

3 判断の基準①②及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60,R70,R80 及び R90 は本基準を満たす。

4 木材・プラスチック複合材製品の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

- ・確認体制：事業者は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下「クリーンウッド法」という。）に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。
- ・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うこと。

なお、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を、国等が調達する場合は、登録内容（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第六条に係る事項）ごとの登録の実態を踏まえつつ、登録木材関連事業者の果たす役割を鑑み、調達において配慮することとする。

コンクリート型枠	合板型枠	【判断の基準】 ○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、<u>それ合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材</u>以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②<u>上記①</u>以外の場合は、<u>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木</u>以外の木材にあっては、原料の原木（<u>間伐材及び小径木を含む。</u>）は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○<u>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木</u>以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 <u>②再生木材等（間伐材等）の利用割合が可能な限り高いものであること。</u>
----------	------	---

備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

・確認体制：事業者は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下「クリーンウッド法」という。）に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。

・確認方法：合板型枠の板面において、備考 3 ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。

なお、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を、国等が調達する場合は、登録内容（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第六条に係る事項）ごとの登録の実態を踏まえつつ、登録木材関連事業者の果たす役割を鑑み、調達において配慮することとする。

- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容についてはクリーンウッド法の県産材認証に即したものの、あるいは林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠したものとする。

ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。